第六節　原産地証明書に基づく確認の要請

1　輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後三箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後二箇月を超えない期間内に提供する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三節6(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

4　1の規定に基づく情報の要請は、次節に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行うことを妨げない。

5　この節及び次節に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特恵待遇を停止することができる。もっとも、当該輸入締約国の税関当局は、自国の法令に従い、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

第七節　原産品であるか否かについての確認のための訪問

1　輸入締約国の税関当局は、前節に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三節6(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(b)　産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間又はその後に要請すること。

2　輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも六十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3　2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する輸入締約国の税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

4　輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5　輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第八節　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定

1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

2　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

(a)　当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第六節2又は前節5に規定する期間内に情報を提供しない場合

(b)　当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前節2の規定による書面による要請に対し同節4に規定する期間内に回答しない場合

(c)　第六節又は前節の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

3　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第六節又は前節に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前節に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

第九節　秘密性

1　各締約国は、この附属書に従って自国に対し秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれがある開示から保護する。

2　輸入締約国の税関当局がこの附属書に従って入手する情報については、

(a)　この附属書の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる。

(b)　外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の要請が行われ、かつ、当該情報が提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。

第十節　不正行為に対する罰則及び措置

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第三節6(b)に規定するものが、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の措置を定め、又は維持する。

第十一節　運用上の手続

合同委員会は、この協定の効力発生の日に運用上の手続を採択する。両締約国の税関当局及び権限のある政府当局は、同手続に定める詳細な規則に従って、この附属書に基づく任務を遂行する。